

《軽自動車税（種別割）の障がい者減免のご案内》

1. 「自家用」軽自動車に限ります。（リース車を除く）
2. 身体障害者等(以下、手帳所持者) 1 名について 1 台（普通自動車を含む）のみ。
3. 減免対象一覧

	車両所有者	手帳所持者 又は 生計を一にする者	手帳所持者	手帳所持者
	運転者	手帳所持者 又は 生計を一にする者	常時介護者	手帳所持者
○手帳に記載の「障害名」欄にて等級を確認ください。	視覚障がい	1・2・3・4級		5・6級
	聴覚障がい	2・3・4級		6級
	平衡機能障がい	3級		5級
	音声、言語、そしゃく機能障がい	3・4級		—
	上肢不自由	1・2・3級		4・5・6級
	下肢不自由	1・2・3級		4・5・6級
	体幹不自由	1・2・3級		5級
	脳原性上肢・移動機能障がい	1・2・3・4級		5・6級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸機能の障がい	1・3級		4級
	肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい	1・2・3級		4級
知的障がい	療育手帳の交付を受けた方			
精神障がい	1級（精神通院の自立支援医療受給者証の交付を受けていること）			

(注)減免対象一覧の等級に該当する 18 歳未満の手帳所持者のために、生計を一にする者が車両を所有しかつ運転する場合は、手帳所持者が4月1日現在で 18 歳未満である年度分については減免対象になります。

- 運転者が生計を一にする者である場合は、もっぱら手帳所持者の移動手段として継続的に使用している車両に限ります。手帳所持者がグループホーム・老人介護施設に入所されている場合や入院されている場合は減免対象とはなりません。
- 手帳所持者と同居の親族以外で同一生計者の方は、確定申告書控え又は源泉徴収票（申告で扶養控除の対象になっていることがわかる場合）、健康保険証（被扶養者になっていることがわかる場合）、民生委員が発行する状況確認書を提示又は提出してください。
- 手帳所持者と同居の親族以外で常時介護者の方（障がいのある方のみで構成される世帯に限る）は、常時介護証明書を障がい福祉課にて取得してください。（常時介護者とは1年以上にわたり週3回程度以上の実績や見込みが必要）

減免手続きに必要なもの

下記の書類をご持参のうえ、税制課（市役所 総合センター1階 22番窓口）で減免申請手続きを行ってください。

○申請手続きに必要な書類

1. 運転免許証（写し可）
2. 障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳
3. 車検証（「使用の本拠の位置」や「所有者の氏名又は名称」の記載がない車検証の場合は、「自動車検査証記録事項」・届出済証〈軽二輪〉・申告済証〈原付〉（写し可）
4. 車両所有者（納税義務者）の本人確認書類（免許証等、国・地方公共団体等が発行している証明書）
・・・・・・・・・・以下は該当する場合に必要・・・・・・・・・・
5. 同居親族以外の同一生計者の場合は扶養関係のわかるものの写し又は民生委員が発行する状況確認書及び誓約書
6. 同居親族以外の常時介護者の場合は常時介護証明書及び誓約書
7. 車両所有者（納税義務者）の代理で申請する場合は、代理人の方の本人確認書類も必要です。

軽自動車税（種別割）の納期限日（5月末日。末日が土曜日、休日等にあたる場合は翌日が期限となります）までに申請をされると、その年度からの税金が減免されます。

○戦傷病者手帳、原子爆弾被爆者健康手帳をお持ちの方（厚生労働大臣の認定を受けている場合に限る）も、該当する場合があります。

詳しくは、税制課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

高槻市 総務部 税制課

電話：072（674）7134

○手帳の返還や等級の変更、車両の廃車等により減免事由が消滅した場合は、減免取消の手続きをしてください。